

令和2年6月1日

保護者様

中央区立久松幼稚園
園長 太田 禎子

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う園行事等の対応について

国の緊急事態宣言を受けた本区の臨時休業の対応について、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

中央区においては、区立幼稚園を5月31日（日）まで臨時休業としておりましたが、国の緊急事態宣言解除を受けて、6月1日（月）より教育活動を再開することといたしました。

本園といたしましては、子どもたちの健康を守ることを最優先に考え、教育活動を実施しつつ、年度末までの限られた期間に、保育指導を通して、幼稚園教育要領に示された内容の経験を積ませることを目指してまいります。

この度、教育委員会の学校行事等教育活動に関する基本方針が現時点で下記の通り示されました。この基本方針に基づき、幼稚園として今後の行事等の実施方法等について、検討してまいります。今後とも、御理解・御協力どうぞよろしくお願いいたします。

記

1 学校行事等教育活動に関すること

(1) 健康診断について

- ①学校医、学校歯科医等の確保が困難なことが予想されることから、法令で6月30日までに実施することが定められているが、本年度に限り、年度末までの間に実施する。
- ②学校医、学校歯科医等との調整の上、可能な限り速やかに実施するとともに、保護者へ周知する。

(2) 水遊びについて

- ①健康診断の実施が難しく、プールサイドは限られたスペースであるため、感染拡大防止のための十分な配慮が難しい。そのため、プールでの水遊び、夏季水遊びの実施については、中止とする。ただし、教育活動上、水道水を使用した学習及び幼稚園における水着を着用した色水遊びなどの遊びは実施できる。

(3) 安全教育について

- ①避難訓練については、6月から毎月1回実施する。その際、避難場所では可能な限り幼児が密集しない、換気を徹底するなどの対応を徹底しつつ、不可避な避難訓練を精査しつつ、事前指導及び事後指導を丁寧に行う避難訓練に代えるなど、実施計画を見直し実施する。

(4) オリンピック・パラリンピック教育等について

- ①全教育活動を通して実施するものであることから、全体計画に基づいて各園で作成している年間計画を見直して実施する。
- ②外部人材の活用を計画している幼稚園においては、原則9月末まで実施せず、10月以降の実施についても、内容や方法を見直し実施する。

(5) 園行事について

①各園行事については、以下の通りの対応を工夫して実施する。

i 文化的行事

- ・3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）を避けることが難しいことから、音楽会（合唱祭）や学芸会、文化祭、学習発表会などについて中止する。ただし、学年・学級単位など少人数での発表や、発表を映像や音声で収録し、校内放送等で流すなど、発表の場を設定することはできる。その際も、パートごとの練習を基本とし、全員が集まるのをリハーサルと撮影時のみとするなど、多くの人々が集まらないようにする。

ii 体育的行事（運動会）

- ・幼児のほか、地域・保護者の多数の参観もあり、大人数が密集したものとなることを避けられないことから、運動会を中止する。ただし、日常の保育と関連付けて、学年単位など少人数での表現や運動遊びを映像で収録し、校内放送等で流したりするなど、発表の場を設定することはできる。

iii 遠足

- ・遠足などの園外学習で、バス等の交通機関を使用して実施するものは、時期を変更することにより教育上の目的が達成されるものについては延期し、夏季休業明けから実施する。それ以外のものについては中止とする。

【問い合わせ】

中央区立久松幼稚園

主任 3661-3341